

大和郡山市地球温暖化対策推進事業計画書（第三次）

～地方公共団体実行計画（事務事業編）～

平成29年3月

大和郡山市

目 次

1. 計画の策定にあたって	
1-1 地球温暖化とは	1
1-2 世界・国・県の動向	2
2. 基本的事項	
2-1 計画策定の背景と位置づけ	2
2-2 計画の期間・基準年度	3
2-3 対象とする事務・事業の範囲	3
2-4 対象とする温室効果ガス	4
3. これまでの取組状況	
3-1 第一次実行計画の取組	7
3-2 第二次実行計画の取組	7
3-3 市全体の温室効果ガス排出状況	7
3-4 施設区分別の温室効果ガス排出状況	10
4. 計画の目標	
4-1 数値目標	13
5. 目標達成のための具体的な取組	
5-1 電気使用量の削減	13
5-2 燃料使用量の削減	14
5-3 水道使用量の削減	14
5-4 紙使用量の削減	15
5-5 文具・事務用品について	15
5-6 施設の維持管理について	15
5-7 廃棄について	15
5-8 清掃センター延命化工事	16
6. 計画の推進と点検・公表	
6-1 計画の推進体制	18
6-2 計画の点検・評価	18
6-3 市民への公表	19

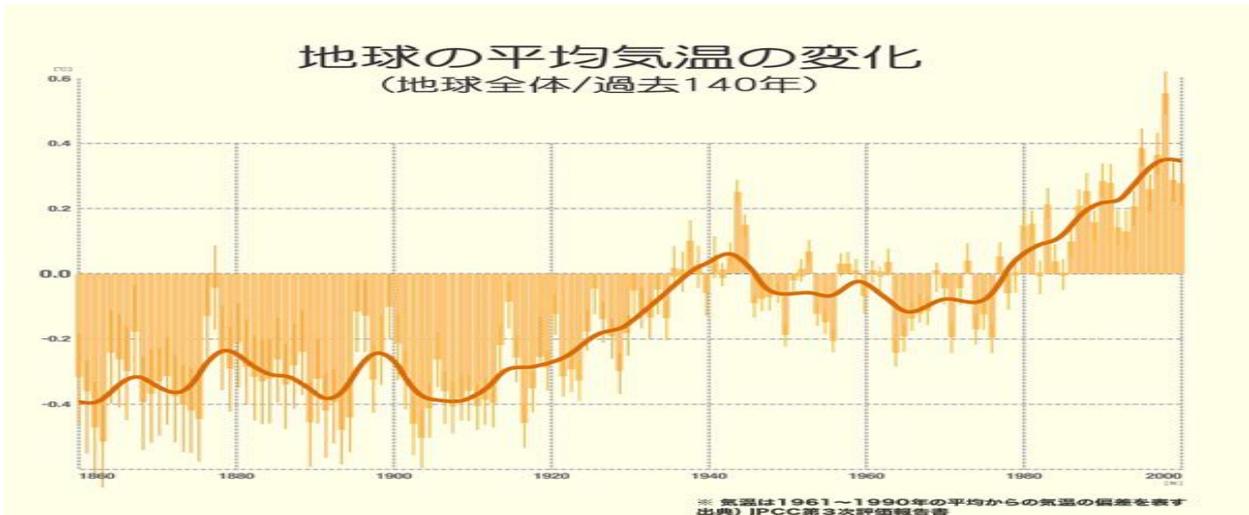
1. 計画の策定にあたって

1-1 地球温暖化とは

地球は太陽からのエネルギーで暖められます。暖められた地球からも熱が放射されます。大気に含まれる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスは、この熱を吸収し再び地表に戻しています。そのおかげで、地球の平均気温は15℃と、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

このように温室効果ガスは本来はなくてはならないものです。しかし、1750年頃から始まった産業革命以降、人間は石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やして使うことで、大量の二酸化炭素を出すようになりました。

昔は、二酸化炭素は植物や海に吸収されることで、地球全体のバランスがとれていました。しかし、人間の排出する二酸化炭素が急に増えたので、近年大気中の二酸化炭素濃度が増え気温も上昇しています。



これが地球温暖化のメカニズムで、このままではその影響は地球全体に及び、生態系や人間生活への甚大な被害が懸念されます。

1-2 世界・国・県の動向

平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、世界共通の長期目標として「産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えるのみならず1.5度への言及、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出し、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること」など平成32年以降の新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

国内におきましては、平成27年7月に閣議決定し、COP21において、平成42年度に平成25年度比で26%削減することを目標として「日本の約束草案」を提出しました。さらに、平成28年5月には、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、前述の削減目標を中期目標として、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上で礎となっています。

奈良県におきましては、平成28年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第四次)」を策定し、平成25年度を基準年度として、平成28年度から平成32年の5年間に16%の削減目標を定め、取り組まれています。

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で、自らの事務・事業から排出される温室効果ガスを抑制するための実行計画の策定を義務づけられています。

2. 基本的事項

2-1 計画策定の背景と位置づけ

第二次計画が終了した平成24年度以降も、新たな削減目標を設定し、引き続き温室効果ガス排出量の削減を進めることが重要であったが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で、国の温暖化対策基本方針の見直しが必要となり、また、原子力発電所停止の影響で電力仕様に係る排出係数が大きく増加したこともあり、以降の動向が明確ではない状況であった。そのため、本市においても新たな削減目標が立たず、新たな計画策定を見送っていた。

上述のとおり平成27年に国の目標値が示され、計画が明らかになったことから本市においても新たな削減目標を設定し、削減に向けた新たな取り組み(計画)が必要となり、「大和郡山市地球温暖化対策推進事業計画書(第三次)」を策定し、本市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制を図り、地球温暖化防止対策を計画的に推進していきます。

なお、この計画は、上述の「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条

に基づく、「市の事務・事業に関する実行計画」として位置づけます。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

2-2 計画の期間・基準年度

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

また、基準年度は、国と同様、2013年度(平成25年度)とします。

2-3 対象とする事務・事業の範囲

対象の事務・事業につきましては、市自らが実施する事務・事業で市庁舎に限らず庁舎外の出先機関、学校等、市の全施設を対象とし外部への委託、請負等は対象外とします。

これらの対象事務・事業を、組織の部署を12部署12施設にグループ区分し、基礎データの収集、温室効果ガスの排出量の算定を行います。それらの区分の一覧を表2-2(1)(2)で示しています。

2-4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは以下のとおりとします。

表2-1 温室効果ガスと活動量項目一覧

温室効果ガス種別	算定に当たり把握する活動量
二酸化炭素(CO ₂)	燃料使用量(ガソリン、灯油、軽油、A・B・C重油、ガソリン、ガス)、電気使用量、一般廃棄物中の廃プラスチック類焼却量
メタン(CH ₄)	自動車走行距離、一般廃棄物焼却量、下水処理量
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車走行距離、一般廃棄物焼却量
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)※	HFC封入製品使用数、廃棄数、自動車用エアコンディショナー使用数・廃棄数
パーフルオロ カーボン(PFC)※	PFC封入製品使用数・廃棄数
六ふっ化硫黄 (SF ₆)※	六ふっ化硫黄封入電気機器使用数・廃棄数・点検実施回数
三ふっ化窒素 (NF ₃)※	三ふっ化窒素・半導体素子等の製造数

※ 本計画では該当項目なし

表2-2(1) 計画対象事務・事業

部	課	施設区分	所管施設	
総務部	企画政策課	本庁舎		
	秘書人事課	本庁舎		
	秘書室	本庁舎		
	総務課	本庁舎 庁舎外	矢田コミュニティ会館 平和支所 治道支所 昭和支所 片桐支所	
	市民安全課	本庁舎 その他	放置自転車保管所	
	財政課	本庁舎		
	税務課	本庁舎		
	市民生活部	市民課	本庁舎	
保険年金課		本庁舎		
人権施策推進課		本庁舎		
ふれあいセンター		コミュニティセンター 福祉施設	西田中町ふれあいセンター 新町ふれあいセンター 南井町ふれあいセンター 小泉町出屋敷コミュニティセンター 小泉出屋敷老人憩の家 新町南老人憩の家 西田中町老人憩の家 南井町老人憩の家	
介護福祉課		本庁舎		
福祉健康づくり部	厚生福祉課	本庁舎		
	子ども福祉課	本庁舎		
		保育施設	新町児童館 南井町児童館 小泉保育園 西田中保育園 平和保育園 池之内保育園 郡山保育園 矢田山保育園 新町保育園	
		認定子ども園	治道認定子ども園	
		たんたん郡高広場		
	保健センター	医療関連施設	保健センター	
	地域包括支援センター	本庁舎	地域包括支援センター	
	産業振興部	農業水産課	本庁舎 公園等 その他	的場池公園、深井戸 昭和工業団地及び土地改良区内深井戸
		地域振興課	本庁舎 庁舎外 公園等(観光施設)	元気城下町プラザ 元気城下町ぷらっと 郡山城址ライトアップ 川本家住宅 バスパーク
		スポーツ推進課	本庁舎 その他	西田中グラウンド
環境政策課		本庁舎 その他 公園等	清浄会館 公園墓地	
クリーンセンター		清掃廃棄物関連施設 汚水処理関連施設	清掃センター 山田町最終処分場 衛生センター 矢田山処分場	

表2-2(2) 計画対象事務・事業

部	課	施設区分	所管施設		
都市建設部	管理課	本庁舎 その他	管理課街灯		
	建設課	本庁舎			
		その他 公園等	ポンプ場等 桜堤公園等		
	住宅課	本庁舎 その他	千日住宅外灯		
	入札検査課 都市計画課	本庁舎 その他 公園等	道路照明等 公園等		
上下水道部	業務課	庁舎外			
	工務課				
		上水道関連施設	上水道(北郡山・昭和)		
	下水道推進課	庁舎外 汚水処理関連施設 (下水道ポンプ場)	郡山ポンプ場 区画整理内中継ポンプ場 昭和中継ポンプ 小泉中継ポンプ 高田中継ポンプ県道 高田中継ポンプ公園 柳町中継ポンプ場 城町中継ポンプ場 北郡山中継ポンプ場 八条中継ポンプ場		
教育委員会事務局	教育総務課	本庁舎			
		幼・小・中学校	郡山南幼稚園 郡山北幼稚園 郡山西幼稚園 矢田幼稚園 筒井幼稚園 平和幼稚園 治道幼稚園 昭和中継ポンプ 片桐幼稚園 片桐西幼稚園 矢田南幼稚園 郡山南小学校 郡山北小学校 郡山西小学校 矢田小学校 筒井小学校 平和小学校 治道小学校 昭和小学校 片桐小学校 片桐西小学校 矢田南小学校 郡山中学校 郡山南中学校 郡山西中学校 郡山東中学校 片桐中学校		
		その他	通学路照明灯		
		学校教育課	本庁舎 幼・小・中学校	学科指導教室「ASU」	
		生涯学習課	本庁舎	青少年センター	
			庁舎外 その他	文化財整理室 歴史公園等	
		学校給食事務所	学校給食		
		公民館	公民館		中央公民館 南部公民館 昭和地区公民館 治道地区公民館 平和地区公民館 片桐地区公民館
			会計室	本庁舎	
			議会事務局	本庁舎	
			監査委員事務局	本庁舎	
			選挙管理委員会事務局	本庁舎	
			農業委員会事務局	本庁舎	

3. これまでの取組状況

3-1 第一次実行計画の取組

本市におきましては、平成14年に第一次大和郡山市地球温暖化対策推進事業計画書を定め、平成13年度を基準年度とし、平成14年度から平成18年度までの5年間を計画期間として基準年度に対して3%の削減目標を掲げて実施した結果、清掃センターにおける一般廃棄物の焼却を除いたいわゆる事務・事業に係る排出量は平成18年度は3.2%の減となり計画目標を達成することができました。

3-2 第二次実行計画の取組

第一次計画に引き続き、平成19年に第二次計画を定め、平成18年度を基準年度とし、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間として基準年度に対して3%の削減目標を掲げて実施した結果、平成23年度には市全体の温室効果ガス排出量は12%の減となり計画目標を達成することができました。

3-3 市全体の温室効果ガスの排出状況

(1) 種類別温室効果ガス排出量

平成27年度の温室効果ガス総排出量は約31,079t-CO₂(各種温室効果ガスを二酸化炭素相当量として換算,以降これに従う)であった。これは第2次計画基準年の平成18年度に対し、3,256t-CO₂(割合にして11.7%)の増加にあたる(表3-1、図3-2)。ガス種類別には二酸化炭素が全体の排出量の約98%を占めている。一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガスを除いた場合でも、平成18年度に比べ、2,575t-CO₂(割合にして28.1%)の増加となった。

表3-1 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出実態

(t-CO₂)

温室効果ガス種類	基準年(H18)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
二酸化炭素	27,145	24,459 90.1%	30,788 113.4%	32,931 121.3%	29,682 109.3%	30,431 112.1%
メタン	1.16	1.30 112.1%	1.36 117.2%	1.37 118.1%	1.36 117.2%	1.65 142.2%
一酸化二窒素	676.6	617.3 91.2%	616.0 91.0%	617.6 91.3%	627.1 92.7%	646.6 95.6%
計	27,823	25,078 90.1%	31,405 112.9%	33,550 120.6%	30,310 108.9%	31,079 111.7%
計 (一般廃棄物焼却によるガス量 を除いた場合)	9,158	9,111 99.5%	10,190 111.3%	11,356 124.0%	11,441 124.9%	11,733 128.1%

※下段は基準年との比率を表す。

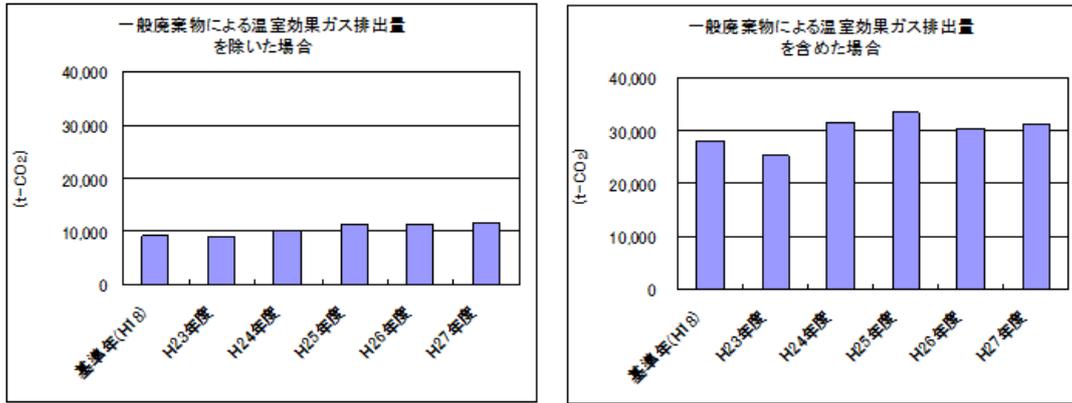


図 3-2 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

(2) 活動量項目別の排出状況

温室効果ガス排出量をその活動量の別にまとめると、表 3-3 及び図 3-4 のようになる。項目の順位は平成 26 年度までと同様に一般廃棄物中のプラスチック類の焼却によるものが最も大きく、次いで電気使用の順で、この 2 項目で全体の約 9 割を占めている。プラスチック類の焼却による排出量は、その焼却量の増減に左右される。

プラスチック類焼却量は下記に示す式により算出する。

プラスチック類焼却量 (t) =

(一般廃棄物の焼却量(t)) × (可燃ごみ中の合成樹脂・ゴム・ビニールの割合) × (1-0.2※)

※0.2 はプラスチック類の水分含有率平均値として「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」

(環境省,平成 23 年 10 月)に定められた数値。

電気使用による排出量が 5 年連続で増加し続けているが、電力使用量は微増であることから、この増加は排出係数が平成 23 年度以降高くなっていることに起因する (表 3-5 参照)。

表 3-3 活動量項目別の温室効果ガス排出量の内訳

(t-CO₂)

活動量項目	基準年(H18)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
化石燃料使用	1,828	1,662	1,629	1,628	1,585	1,625
電気使用	7,323	7,443	8,555	9,722	9,850	10,101
自動車走行	7	6	6	7	6	6
一般廃棄物焼却	671	612	611	612	622	642
一般廃棄物中のプラスチック焼却	17,994	15,355	20,604	21,581	18,247	18,705
計	27,823	25,078	31,405	33,550	30,311	31,079

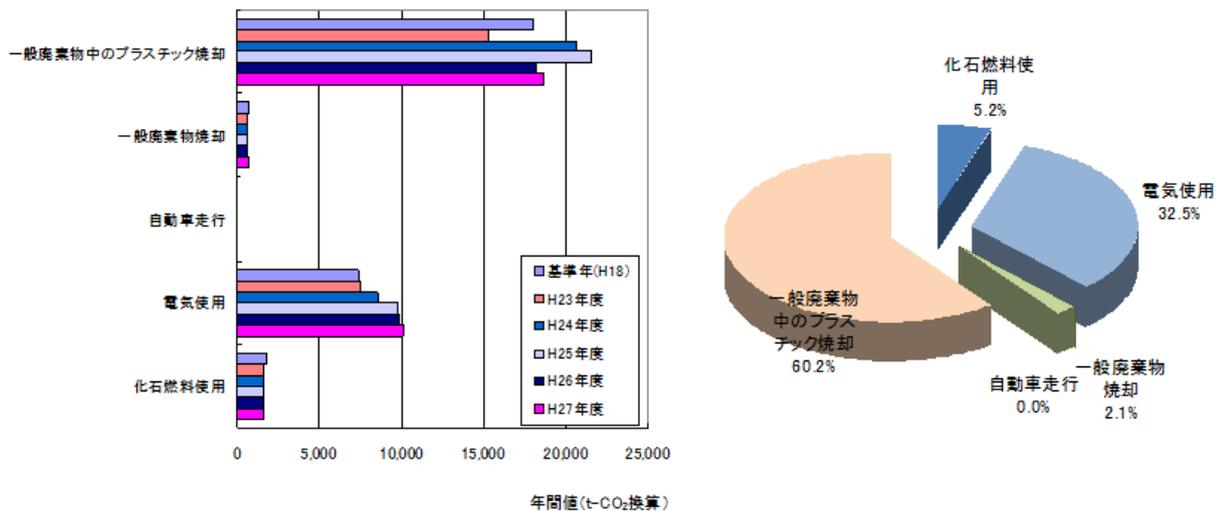


図 3-4 活動量項目別の温室効果ガス排出量の内訳

表 3-5 関西電力における CO₂ 排出係数 (実績値)

年度	CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)
H18	0.338
H19	0.366
H20	0.355
H21	0.294
H22	0.311
H23	0.450
H24	0.514
H25	0.522
H26	0.531
H27	0.531

3-4 施設区別の温室効果ガス排出状況

表 2-2 に示した施設区分の別にまとめた結果を示す。

(1) 温室効果ガス排出量

施設区別の排出量は図 3-6 のとおりであり、清掃・廃棄物関連施設が最も多く、次いで上水道関連施設、幼・小・中学校、污水处理関連施設、学校給食の順に多い。公民館では経年的な削減が見られるが、その他の施設では横ばいかもしくは増加の傾向にある。

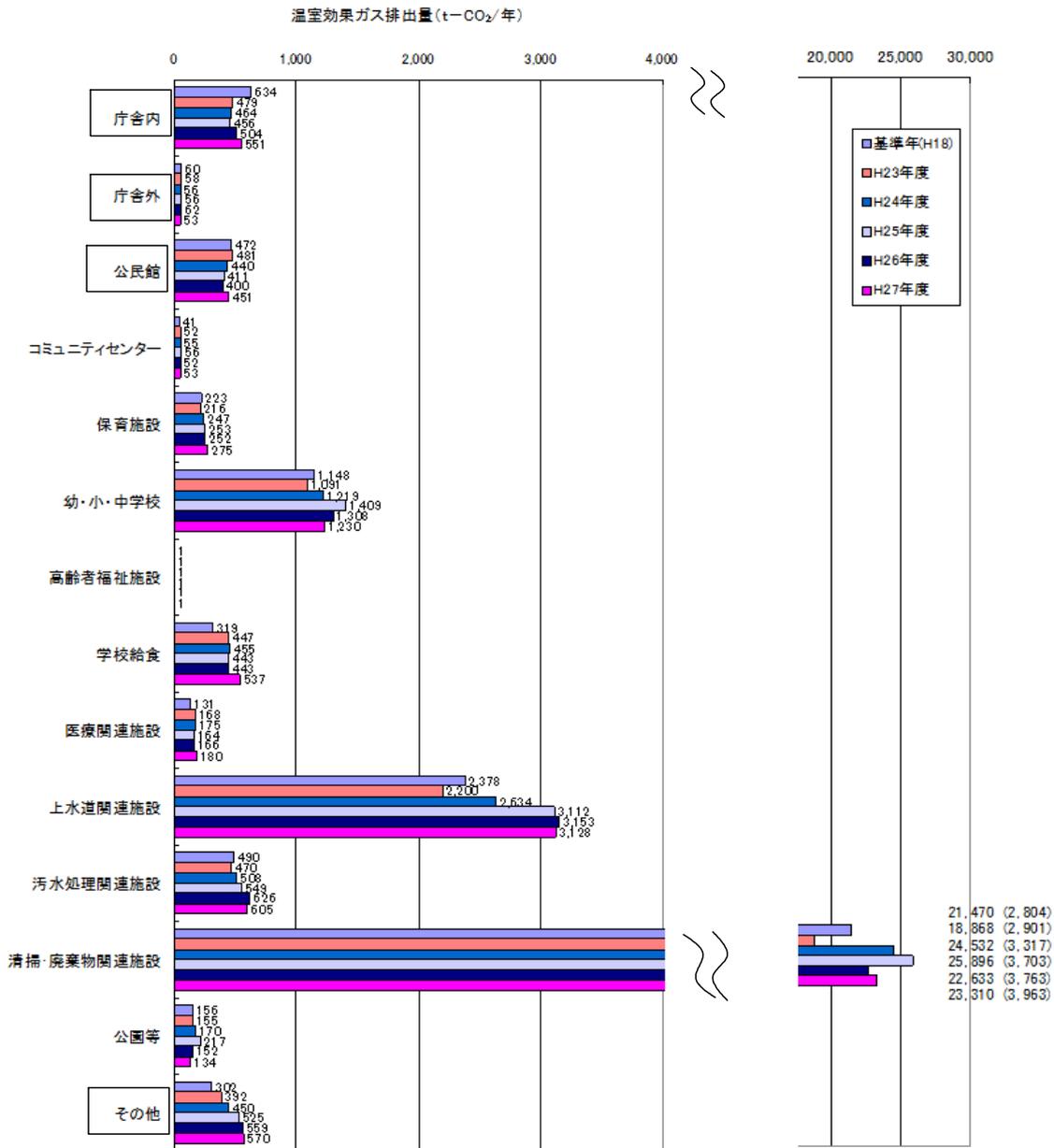


図 3-6 施設区別の温室効果ガス排出量の基準年との比較

※施設区分名が□囲みになっているものは基準年より削減された施設区分を表している。

※清掃・廃棄物関連施設の()内は、一般廃棄物焼却による温室効果ガス排出量を除いた値である。

(2) 温室効果ガス排出量の多い施設別の状況

温室効果ガス排出量を、施設別に上位 20 位までのものについて図 3-7 に示す。一般廃棄物中のプラスチック類焼却による温室効果ガス排出量が最も多いことから、清掃センターの値が突出している。その他の施設では、浄水場が最も多く、次いで小学校全体、学校給食事務所、衛生センター、庁舎内電力の順となっている。この順序と排出量を昨年度と比較したものを表 3-8 に示す。なお、各部署単位の詳細データは資料編に掲載した。

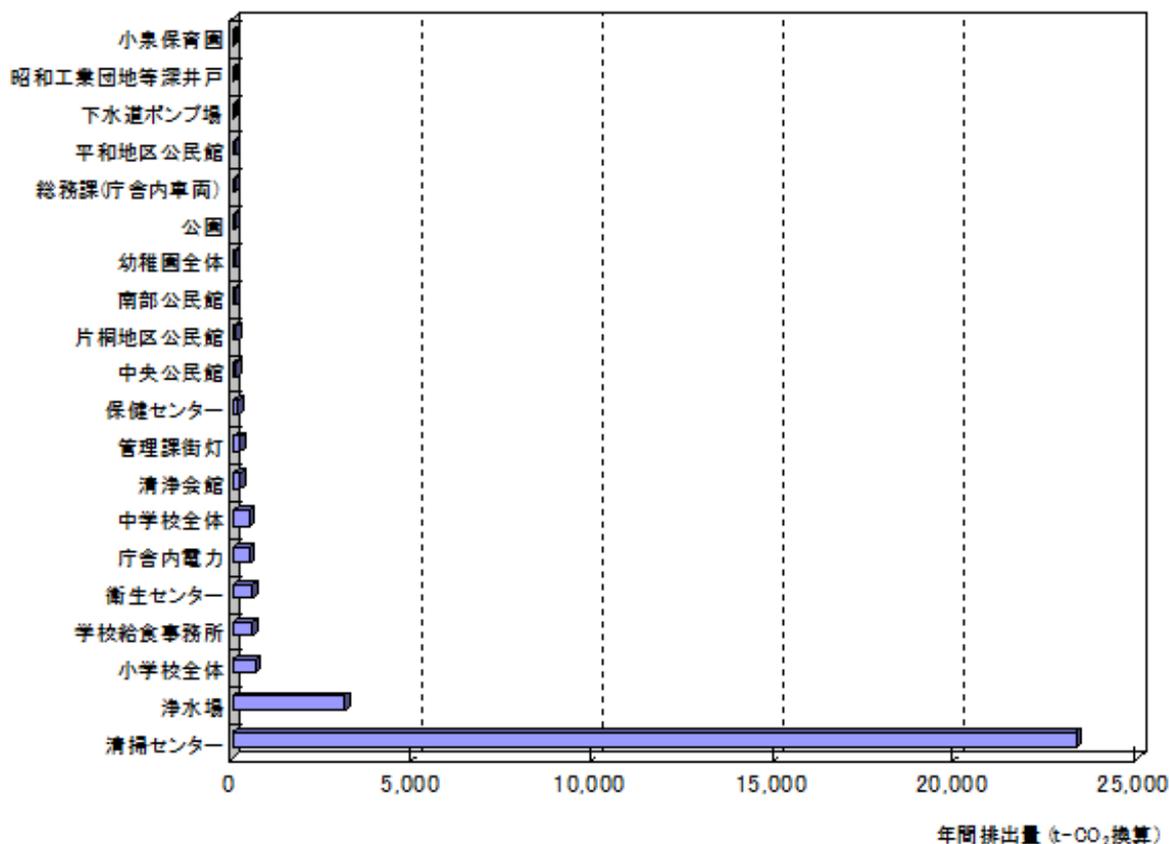


図 3-7 温室効果ガス排出量の多い個別施設の状況（上位 20 施設）

表 3-8 温室効果ガス排出量の多い個別施設の経年動向

順位	温室効果ガス排出量(t-CO ₂ 換算)			
	H27年度		(参考) H26年度	
1	清掃センター	23,278	清掃センター	22,604
2	浄水場	3,128	浄水場	3,153
3	小学校全体	638	小学校全体	666
4	学校給食事務所	537	衛生センター	554
5	衛生センター	535	中学校全体	501
6	庁舎内電力	476	学校給食事務所	443
7	中学校全体	468	庁舎内電力	426
8	清浄会館	235	大和郡山消防署	306
9	管理課街灯	227	清浄会館	234
10	保健センター	180	管理課街灯	224
11	中央公民館	131	保健センター	166
12	片桐地区公民館	110	幼稚園全体	115
13	南部公民館	104	中央公民館	114
14	幼稚園全体	99	片桐地区公民館	102
15	公園	75	南部公民館	96
16	総務課(庁舎内車両)	67	公園	73
17	平和地区公民館	62	総務課(庁舎内車両)	67
18	下水道ポンプ場	46	平和地区公民館	53
19	昭和工業団地等深井戸	42	少年自然の家	48
20	小泉保育園	41	下水道ポンプ場	43

4. 計画の目標

4-1 数値目標

本計画では、平成25年度（基準年）に対し、温室効果ガス16%削減することを目標とする。

年 度	温室効果ガス排出量(t-CO ₂) ※	比率(%)
平成25年度 (基準年)	33,550	100.0
平成33年度 (計画実施)	28,182	84.0

※温室効果ガス排出量は、新ガイドラインにより算定している。

5. 目標達成のための具体的な取組

これまでの結果（P6 図3-2参照）より当市の温室効果ガス排出の内訳は、一般廃棄物中のプラスチック焼却60.2%、電気の使用32.5%及び、化石燃料の使用5.2%でほぼこの3つで100%を占めていることからこの3つの削減を重点的に取り組むこととします。

5-1 電気使用量の削減

(1) 照明機器

- ・昼休み時間や時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で消灯する。
- ・業務に支障のない範囲で間引き照明を行う。
- ・会議室、更衣室、給湯室等の照明は、使用后必ず消灯する。
- ・トイレ、廊下、階段等は可能な限り自然光を活用する。
- ・購入の際は省電力タイプのものを購入する。
- ・事務室の再配置等により、効率的な照明配置とする。

(2) 空調機器

- ・冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時19℃を目安に「クール・ビズ」「ウォー

ム・ビズ」を徹底する。

- ・会議室等は使用后必ず運転を停止する。
- ・冷暖房効率を上げるため、カーテン、ブラインドを活用する。
- ・フィルター等の清掃をこまめに行う。
- ・冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かないようにする。
- ・窓や出入り口の開放を必要最小限にとどめる。
- ・翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時にはカーテン、ブラインドを閉める。

(3) パソコン、コピー機等のOA機器、その他電気製品

- ・購入の際は、適正規模の機器を選択するとともに、エネルギー消費効率の高い製品やインバーター式等の省エネルギー型の製品を購入する。
- ・昼休み、席を離れる時等、使用しないOA機器はこまめに電源を切る。
- ・電気ポット、冷蔵庫、テレビ等の電気製品の台数の削減を図る。
- ・長時間、電気機器を使用しない場合は、プラグを抜き待機電力を削減する。
- ・エレベーターは荷物搬送を除き、極力使用を控える。

5-2 燃料使用量の削減

(1) 公用車の燃料（ガソリン・軽油）

- ・購入時には低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、低燃費かつ低排出ガス認定車等）を優先的にする。
- ・使用実態を踏まえ、適正な排気量の大きさの車両を購入する。
- ・公用車の利用頻度を減らし、自転車または公共交通機関の利用に切り替える。
- ・公用車の使用にあたっては、効率的な運行を行い、可能な限り相乗りを励行する。
- ・エコドライブを徹底する。
 - 1) 急発進、空ぶかしの抑制や経済走行の徹底
 - 2) アイドリングストップの徹底
 - 3) エアコンの温度の適正管理
 - 4) タイヤの空気圧調整等をこまめに行う
 - 5) 不要な荷物を積みっぱなしにしない

(2) その他燃料（灯油・A重油・ガス等）

- ・機器の点検等による効率的な使用を図る。
- ・ガスコンロや湯沸器は沸かし過ぎの防止、炎の調節など効率的に使用する。
- ・石油ストーブ等は、燃焼部分や反射板などの清掃を行い、置き場所を工夫する。

5-3 水道使用量の削減

- ・放水、散水、洗浄を効率的に実施する。

- ・出しっぱなしを止め、日常的な節水に心がける。
- ・設備機器の更新や新設にあたっては節水型機器の導入に努める。（感知型洗浄弁、自動水栓、節水コマなど）
- ・適正な水圧の維持管理を行う。
- ・漏水等の定期点検を行う。
- ・排水再利用により水の有効利用を行う。

5-4 紙使用量の削減

- ・両面印刷、ミスコピーの裏面使用を徹底する。
- ・コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す。
- ・電子メール、庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。
- ・個人保有の書類を極力削減し、電子情報として共有ドライブを活用するなど、保存書類の削減を徹底する。
- ・庁内の回答文書などは、鑑を省略する。
- ・FAX送信票は、可能な限り省略する。
- ・会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数等を最小限にする。

5-5 文具・事務用品について

- ・購入の際は、エコマーク、グリーンマーク、エネルギースターマーク等の環境ラベリング商品を選択する。
- ・部品の交換修理が可能な製品や保守、修理サービス期間の長い製品等を購入する。
- ・詰め替え可能な製品を購入する。
- ・使い捨て製品の購入はできるだけ控える。
- ・コピー用紙等は原則として古紙配合率100%、白色度70%以下のものを購入する。
- ・トイレットペーパーなどの衛生用紙は、再生紙製品を購入する。
- ・廃棄の際に環境への負荷の少ない商品、リサイクルシステムの確立している商品を購入する。

5-6 施設の維持管理について

- ・建築物の規模・用途に応じて、太陽光発電等の自然エネルギー、コージェネレーションシステム、ガス空調等高効率空調、潜熱回収型温水器、エネルギーマネジメントシステムや、夜間電力を利用した蓄熱設備等の導入を検討する。
- ・省エネルギーセンター等の省エネ診断の受診を検討する。
- ・建築にあたっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。
- ・新築や施設の改修の際には、複層ガラスの採用等による断熱性の向上を図る。
- ・新築や施設の改修の際には、防災上の観点も考慮する。

5-7 廃棄について

- ・ゴミの分別を徹底し、焼却量を削減する。
- ・使用済み封筒やファイル等の再利用を行う。
- ・廃棄図書等はリサイクルを徹底する。
- ・生ゴミ処理機、堆肥化容器等により、生ゴミの資源化を促進する。
- ・代替えフロンの適正処理を行う。
- ・庁舎の改築、解体の際にはアスベストやフロンなどの適切な処理を行う。

5-8 清掃センター延命化工事

省エネ機器への更新によるエネルギー使用料の削減及びこれまでゴミ焼却時に発生する熱利用に加えて、場内でのゴミ発電を実施する。

【グリーン購入法】

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

【環境ラベリング商品について】

環境配慮型の商品に付けられるシンボルマークが、環境ラベルである。購入する商品を選択する際に、どの製品の環境への負荷が少ないかを判断する情報の1つとなる。以下にいくつかの環境ラベルを紹介します。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる。



グリーンマーク

古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であるが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則50%以上原料に利用したものです。



エネルギースターマーク

待機電力の省エネ基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど7つのOA機器についている。



飲料缶・ボトル（リサイクル可能）

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき表示が義務づけられている。製品が廃棄されたときに分別収集して資源として再利用する際の目印となるマーク。

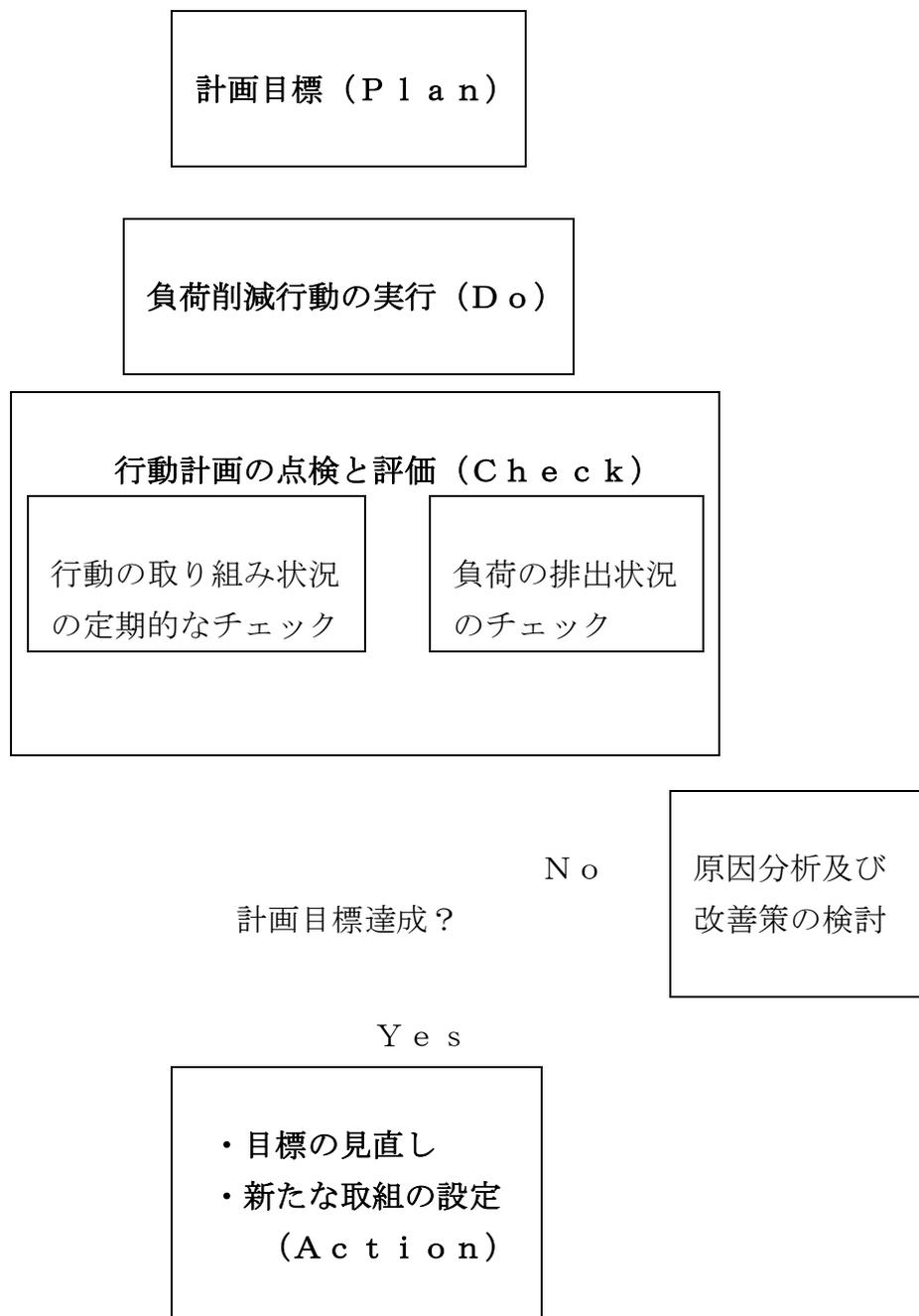
6. 計画の推進と点検・公表

6-1 計画の推進体制

本計画は、P4、5、表2-2(1)(2)のすべての部署が取り組むものとし、環境政策課においてデータの収集、整理、集計を行う。

6-2 計画の点検・評価

計画の実効性を高め、効果的な進捗を図るためPDC Aサイクル（P l a n＝計画、D o＝実行、C h e c k＝点検、A c t i o n＝見直し）の運用により継続的改善を行う。



(1) 計画の目標等の決定とその見直し (P l a n)

本計画の目標等の決定及び継続のための改善策の検討を行い、必要に応じて本計画の見直しの決定を行う。

(2) 点検と評価 (C h e c k)

計画に沿った行動 (D o) が行われているかどうか、また、その結果として温室効果ガスの排出状況はどう改善されたかを定期的に点検し、評価する。

□点検内容

・ 1年に1回点灯時間、空調使用状況等が前回に比べてどの程度改善されているかを量的に把握する。

・ 経年的にアンケート調査を行い、職員の意識・行動が改善された状況を把握する。

□評価の項目

・ 1年に1回、温室効果ガス排出量を算定し、その部署別の改善状況进行评估する。
・ 行動が改善されたことが、温室効果ガス削減にどの程度寄与したかを評価する。

6-3 市民への公表

本計画の内容及び定期的な負荷状況点検結果は、市広報誌、ホームページ等によって公表し、市民、事業者にも啓発を図っていく。